

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
RS. 4. 15	令和8年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業業務	公益財団法人札幌国際プラザ	19,261,000	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	<p>本業務は、「日本語教育の推進に関する法律」に掲げられた地方公共団体の責務に基づき、外国籍市民が日本語で意思疎通を図り、自立した生活を送れるよう、地域における日本語教育の体制づくりを推進するものである。また、外国籍市民の背景は様々であり、学習者のニーズや地域の特性に対応した日本語教育が求められている。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍市民の現況及び日本語教育の実情に係る専門的な知見を有し、既存のリソースを活用しながら、本市の実情に即したカリキュラムの策定等ができること ・学習者と学習支援者・関係機関とのマッチング及び学習者のニーズ把握のため、地域日本語教室、大学、企業、外国人コミュニティ及び「さっぽろ外国人相談窓口」等とのネットワークを有していること ・本市が推進する多文化共生施策の方向性を理解し、本市とともに事業を推進できる組織体制であることの3点が不可欠である。 <p>上記全ての要件を満たす者は、(公財)札幌国際プラザ以外に存在しない。同財団は、日本語教育に関する有識者や地域日本語教室等とともに、長年にわたり本市の地域日本語教育の推進に寄与してきた。このため、施策の企画立案に係る高度な専門性や、行政及び関係機関との調整能力を備えた人材を擁している。また、「さっぽろ外国人相談窓口」の運営や外国にルーツをもつ子どもへの支援事業等に取り組み、既存事業と連携した学習者の確保など、実効性の高い体制構築が可能である。</p> <p>なお、(公財)札幌国際プラザは、札幌市の出資団体として、多様な国際交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展に寄与することを目的とする法人である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	総) 国際部国際課 011-211-2032
RS. 4. 30	イベント冊子配布業務(単備契約)	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	2,304,250	RS. 4. 13	RS. 4. 13 ~ R9. 4. 30	<p>障がい者の自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に準ずる者で、元気ジョブアウトソーシングセンターの運営事業を受託する者を契約の相手方とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)</p>	総) 広報部広報課 011-211-2036
RS. 4. 30	基幹系システムの標準化移行支援業務(令和8年度)	札幌総合情報センター株式会社	406,891,100	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	<p>本業務では、基幹系情報システムに関する自治体システム標準化(以下、「標準化」という。)に係る計画・移行支援等を実施する。</p> <p>本市は、標準化にむけて令和6年度より、札幌総合情報センター株式会社(以下、SNET)と「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」を締結し、標準仕様に準拠したシステムを構築している。</p> <p>標準化に係る移行作業を、国が定めた期限までに完遂するためには、標準仕様準拠したシステムを構築するSNETが移行までを見据えて一体的にマネジメントすることが不可欠である。</p> <p>仮に本業務をSNET以外が受託した場合、調査・各種方針の策定や移行に対してSNETのマネジメントが及ばないこととなり、標準化の遂行に著しく支障を生ずるおそれがあるため、国から示された期限までに標準化を完遂することが困難である。そのため、本業務の受託者としては「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」を締結するSNET以外にない。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
RS. 4. 22	令和8-10年度外国人バス運転手養成支援業務	株式会社テトラ・シフト	24,075,000	RS. 4. 15	RS. 4. 15 ~ R10. 10. 31	<p>本業務は、特定技能制度を活用し、札幌市内のバス事業者で勤務するバス運転手を安定的に確保することを目的に実施するものである。この確実な履行に当たっては、高度な専門的知識や経験に加え、知見に基づく創意工夫に富んだ提案・業務実施能力が必要である。</p> <p>このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当する(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。</p> <p>このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
RS. 4. 30	令和8年度札幌市バス交通体系調査検討業務	日本データサービス株式会社	15,895,000	RS. 4. 20	RS. 4. 20 ~ R9. 3. 19	<p>本業務は、深刻な運転手不足によりバスネットワークの維持が極めて困難な状況下において、将来にわたり生活交通を確保するためのバスネットワークの在り方の検討を目的としている。この目的の達成には、限られた人的資源を最大限に活用するためのネットワークの抜本的な再構築と、それを支える運賃体系の見直しを一体的課題として捉え、持続可能な経営基盤と生活交通確保の基本方針を同時に構築するという、極めて多角的な検討が不可欠である。</p> <p>こうした都市交通の根幹を支える政策立案には、交通経営や社会情勢に対する深い洞察力と高度な専門的知見が求められるため、価格による入札ではなく、本業務の目的を深く理解し、最適な解決策を提示できる優れた執行能力を有する者を選定すべく、公募型企画競争を採用するものである。</p> <p>このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争(プロポーザル方式)を採用する。</p> <p>なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
RS. 4. 22	令和8年度アイヌ文化を発信する空間映像系展示等保守業務	ソニーマーケティング株式会社	1,551,000	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	<p>本業務は、アイヌ文化を発信する空間「ミナバ」における映像系展示(メインシアター、テーブルシアター(ハニワコロン)等)について、定期清掃及びシステム障害発生時の対応等を行うものである。</p> <p>ミナバにおける映像系展示は、企画競争の手続きにより、ミナバ設置当初からソニーマーケティング社がシステムを構築し、現在に至るまで運用を担っているが、当該システムの設定調整作業は、システム開発者である同社だけが実施できるものである。</p> <p>システム障害発生時には迅速かつ的確な対応が必要であるほか、定期清掃にあたっては、取り外し及び再設置が必要となる機器が複数あることに加え、メインシアターバックヤード内の狭い空間にて多数の機器を取り扱うため、システムの全体像を理解した上でケーブルや端子部に負荷をかけないよう慎重な作業が要求されるが、これらを実施できるのは、日常的にミナバの映像系展示を運用・管理指定している同社においてほかにない。</p> <p>以上より、本業務を遂行できる者はソニーマーケティング社に限られることから、同社との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
RS. 4. 22	令和8年度カーリング普及促進業務	(一社) 札幌カーリング協会	4,067,800	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ~ R9. 3. 31	当該業務の実施には、利用者の安全管理及び競技力向上のため、競技及びカーリングのリンクの特性に関する専門知識を有する指導員の確保が必要である。 一般社団法人札幌カーリング協会は、どうぎんカーリングスタジアムにおいて長年にわたり国際大会から市民向け体験会までを行っている他、日本スポーツ協会公認カーリングコーチが多数所属するなど、本業務を遂行するために必要な指導者レベルや人数を有している唯一の団体である。 以上のことから、同協会以外に当該業務を確実に実施できるものがおらず、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
RS. 4. 22	令和8年度運動部活動アスリート派遣業務(単価契約)	一般社団法人A-bank北海道	14,256,000	R8. 4. 3	R8. 4. 3 ~ R9. 3. 31	本業務は、中学校、義務教育学校(後期課程)、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校の運動部活動に専門的な知識技能を有するアスリートを派遣し、顧問教諭の指導知識や指導力の向上、部員の意欲及び競技力の向上を図るものである。 一般社団法人A-bank北海道は、オリンピックやトップチーム等で活躍した道内居住のアスリートを小中学校等の授業・部活動・講演会等に派遣を行い、また、子ども向けのスポーツ教室やイベントを実施している法人である。中学校等の運動部活動に対して年間を通して複数のアスリートを派遣した実績のある団体は同法人が道内において唯一であり、26部活動9競技種目に対して競技実績の高いアスリートを派遣することができるのは同法人の他に無い。 さらに同法人は、市内に事務所を設置していることから学校との連絡調整や緊急時の即時対応が可能である。加えて、所属アスリートのほとんどが札幌市に居住しており、当業務実施において経費面及び業務遂行の確実性を鑑みても適する団体は同法人の他に無い。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきA-bank北海道との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
RS. 4. 30	新琴似スポーツ広場天然芝管理業務	コウフ・フィールド株式会社	4,620,000	R8. 4. 22	R8. 4. 22 ~ R8. 6. 30	新琴似スポーツ広場は令和8年7月1日より指定管理期間が始まるものの、それまでの間(令和8年4月から同6月まで)についても多目的広場及びパークゴルフ場における天然芝の維持管理を行う必要がある。 天然芝の維持管理(灌水、粒肥散布、液肥散布、薬剤散布等)については、その実施タイミングの見極めや手法などにおいて、高度に専門的な知見と技術が求められるものである。加えて、同一の天然芝施設においては、継続して同一の手法によって灌水や施肥を行う必要があり、時期によって異なる手法による管理を行うことにより、天然芝の育成に影響を及ぼす虞がある。そのため、令和8年7月1日以降に同施設の天然芝の管理を行う指定管理者と同一の者により、令和8年4月から同6月までの間においても維持管理を行うことが求められる。 そうした中、去る令和8年3月27日に開催された令和7年度第二回スポーツ部施設課指定管理者選定委員において、同施設の指定管理者候補としてコウフ・フィールド株式会社北海道支店が選出されたところである。 こうした事情から、本業務に対応できる者は、同施設の指定管理者候補であり、スポーツ施設の天然芝管理において豊富な実績を有するコウフ・フィールド株式会社北海道支店を除いて他には存在しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約をすることとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
RS. 4. 22	平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応を踏まえた生活保護費等の追加給付業務にかかる労働者派遣	株式会社社恵和ビジネス	12,864,430	R8. 4. 3	R8. 4. 6 ~ R9. 3. 31	生活保護費の追加給付は、追加給付の性質に鑑みると、最高裁判決で指摘された当時の基準改定の違法性を速やかに是正する必要がある、可能な限り迅速な追加給付の支給に向け、早急に支給体制を構築する必要があるが、当該事業に係る必要な知識等を習得するための十分な準備期間を確保することが出来ない状況である。加えて、当該事業は各自治体の文書やデータの保管状況によって、給付までのフローに差異が生じることから、本市の状況に合わせた市民への説明や案内が必要となること。 当該事業は選定事業者への業務委託により給付事務等を実施するところであり、選定事業者は、当該事業にかかるコールセンターの開設に向け、本市の対応に沿ったFAQの作成、トークスクリプト等を構成しており、そのノウハウを活かした研修を受けた人材を派遣することが可能である。また、今後コールセンターで蓄積されたノウハウについても、定期的な技術的助言を通して、派遣人材へ連携することで、コールセンターへ派遣人材とも同水準の対応が保たれ、市民の安定したサービスの提供が可能となる。 以上より、選定事業者は、契約直後から円滑な市民対応を行うことが可能かつ、コールセンターとの連携した対応も可能となる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者との特定随意契約をすることとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 総務部 011-211-2992
RS. 4. 30	札幌市介護サポートポイント事業運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	8,140,000	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ~ R9. 3. 31	本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動に関する知識やボランティアのコーディネーターに関する経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報を適切に管理することが求められる。 本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動に関する知識やボランティアのコーディネーターに関する経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報を適切に管理することが求められる。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、従前からボランティア活動センターを運営しており、ボランティア活動の普及啓発や研修、ボランティア相談や登録、コーディネーターなど、札幌市のボランティア活動の拠点としての役割を担い、ボランティア登録者や活動先の情報管理など、本事業の業務に精通している。 また、当該法人は、施設福祉事業を検討する施設福祉部会の設置や札幌市老人福祉施設協議会の事務局を担い、社会福祉事業施設に共通する諸問題についての調査・研究、情報提供や市内の老人福祉施設相互間及び関係行政機関等と密に連絡調整を行っており、介護サポーターの受入施設である介護保険施設等とも繋がりを有し、円滑に連絡調整を行うことが可能である。 上記の理由から、年間を通じて、確実かつ安定的に事業を遂行できる団体は当該法人において他に無く、競争入札に適さないため、当該法人との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
RS. 4. 30	健康アプリ活用推進支援業務	グラフィス・アーキテクツ株式会社	31,460,000	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	<p>本件業務は、令和8年度に本格運用を開始する札幌健康アプリ「アルカサル」の運用管理および施策推進におけるプロジェクト管理全般を行うものである。</p> <p>左記事業者は、令和6年度の「札幌市高齢者健康ポイントアプリ等の構築に係るPMO支援業務」に続き、令和7年度も「健康アプリに係るPMO支援業務」を受託しており、本プロジェクトの立ち上げから実装に向けた準備段階までを一貫して支援している。この過程において、アプリ等関連システムの運用保守管理や事務局業務の進捗管理についても実務レベルで深く関与しており、本業務の遂行に不可欠な知見を蓄積している。さらに、本事業の持続可能性を確保する上で必要となる「官民協働モデル」の構築に関しても、民間事業者や地域団体との連携手法の検討や調整において豊富な支援実績を有しており、本市の特性に応じた官民連携の在り方を深く理解していることや、本市の「情報政策技術支援業務（総合評価型一般競争入札）」の受託実績を通じて、本市の情報システム全般およびネットワーク構成に対する技術的・専門的な理解も極めて高い。</p> <p>これまでの構築・準備工程における経緯、事務局・運営保守の管理実績、および本市の特殊なシステム環境のすべてを網羅し、かつプロジェクト管理における高い専門性を有している事業者は、現時点で左記事業者において他にない。</p> <p>他の事業者が履行する場合、これまでの膨大な検討経緯や事務局運営のノウハウを短期間で把握することは困難であり、円滑な事業運用に重大な支障をきたす恐れがある。</p> <p>以上により、本契約に求められる条件を全て満たし、適切かつ確実に本業務を履行することが可能な唯一の事業者であると判断されるため、特定随意契約とするものである。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)</p>	保) 高齢福祉課 011-211-2674
RS. 4. 22	被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業	社会福祉法人えぼっく	4,732,200	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	<p>本業務は、長期間、虐待を受けていたことが原因で心身ともに重篤な影響を受け、精神疾患等の障がいを持つに至った障がい者（以下「被虐待障がい者」という。）が、長期間の施設入所又は入院による生活を脱した後、地域生活を行うにあたり、法令等で定められた障害福祉サービスの給付のほか、見守り等の支援を通じて、被虐待障がい者の状態を把握しつつ、地域生活を円滑に送るための必要かつ効果的な支援策を検討することを目的として実施するものである。</p> <p>業務の実施にあたっては、重度の知的・精神障がい者に対する相談支援や日常生活に対する支援の経験を有し、重度の被虐待障がい者と密に信頼関係を構築することが必要不可欠である。</p> <p>左記事業者は、誰もが個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とした様々な社会福祉事業を実施しているとともに、これまでも調査対象予定者に対する支援を行っており、強い信頼関係を構築している。また、支援の継続性が確保されることにより、調査研究の更なる進展が期待される。</p> <p>これらのことから、本業務において求められる支援を安定して実施することができる事業者が他になく、競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 精神保健福祉センター 011-622-5190
RS. 4. 22	自立支援医療（精神通院医療）受給者証及び精神障害者保健福祉手帳作成業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	2,297,948	RS. 4. 10	RS. 4. 10 ~ R9. 3. 31	<p>本業務は、自立支援医療（精神通院医療）受給者証及び精神障害者保健福祉手帳を作成するとともに、対象者へ送付する決定通知書の封入作業等の発送準備を行うものである。</p> <p>左記事業者は、令和4年度から本業務を誠実かつ適正に履行しており、業務内容を十分に理解していることから、今後も安定した業務の履行が期待できる。</p> <p>また、左記事業者と契約することは、本業務のような軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与することができるものである。</p> <p>これらのことから、本業務の目的を達成できるのは左記事業者の他になく、競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)</p>	保) 精神保健福祉センター 011-590-1766
RS. 4. 15	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（低栄養ハイリスク対策）関連業務	公益社団法人北海道栄養士会	8,228,132	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	<p>本業務は、低栄養のハイリスク者を対象に、管理栄養士・栄養士が電話や訪問による歯科保健指導を実施するとともに、栄養口腔フレイル講座に管理栄養士・栄養士を派遣し、参加者を対象に栄養指導を実施することを目的としている。</p> <p>本業務は、厚生労働省が定める「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」に基づき、身近な地域で在宅において支援を受けることができる環境を整備し実施する必要があるが、本市には低栄養のリスクのある高齢者が約3,000人いるため、高齢者に対する低栄養の知識・指導経験を有する管理栄養士・栄養士を相当数確保する必要がある。</p> <p>このような中、(公社)北海道栄養士会は、管理栄養士・栄養士約2,500人を会員として有しており、高齢者の低栄養等に関する知識・指導経験を有する者を市内全域で年間を通して安定的に確保することが可能な唯一の団体と考えられる。</p> <p>以上の理由により、業務の性質上、競争入札には適さないため、特定随意契約としたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) ウェルネス推進課 011-211-3516
RS. 4. 22	令和8年度乳がん・子宮がん・胃がん検診等適正運営・普及啓発事業	一般社団法人札幌市医師会	6,501,000	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	<p>(1) 当該団体は、開業医、勤務医を会員とする医師の団体であり、本件事業の実施に協力が必要となる医療機関及び医師と十分な連絡調整を図りながら、本件事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。</p> <p>(2) 本件事業は、乳がん・子宮がん・胃がん検診など医学的専門知識を有する人材（講師）を必要とするが、当該団体ではこれらの人材を十分に確保することができる。</p> <p>(3) 本市内の医療機関の開業医・勤務医の多くが当該団体の会員であり、その医学的専門知識、ネットワークを活かした普及啓発事業を行うことができる。</p> <p>(4) がん検診や特定健康診査など、本市からの受託業務を適正に履行している。</p> <p>(5) これまでも各種事業において本市と十分連携を図ってきており、本件事業を遂行するにあっても、本市との連携・調整が確実に行うことができる。</p> <p>以上の理由により、本件事業の実施主体として当該団体が最も適任であり、当該団体以外の団体が実施することは困難であるものと認められることから、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) ウェルネス推進課 011-211-3513
RS. 4. 30	札幌市小児科受診WEBガイドサービス「こどもの症状 受診の目安ナビ」	ティーバック株式会社	8,880,179	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	<p>本WEBガイドサービス（以下「本システム」という。）は、子育て世代が子どもの体調不良やけが等の健康不安が生じた場合に、速やかに本システムにスマートフォン等でアクセスし、子どもの症状に応じた受診の目安等を自動案内するものである。</p> <p>併せて、利用者からの電話による健康医療相談対応、および本システムの保守管理を行う。</p> <p>本業務の履行にあたっては、本システムに関する深い知見を有し、安定性を確保しつつ的確かつ迅速に業務を遂行できる高度な技術力が不可欠である。</p> <p>当該事業者は、本システムの実証実験環境を提供しており、独自の技術に基づき本システムを開発した当事者である。</p> <p>システム構成、詳細仕様および運用ノウハウを完全に習熟しているのは当該事業者のみであり、他者による履行は困難である。</p> <p>したがって、業務の継続性および正確性を担保する観点から、本業務を履行できる唯一の事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) ウェル、医療政策課 011-211-3517

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8. 4. 30	令和8年度看護職向け人材育成業務	公益社団法人北海道看護協会	3,069,000	R8. 4. 20	R8. 4. 20 ~ R9. 3. 31	当該団体は、保健師、助産師、看護師、准看護師(以下「看護師等」という。)を会員とする札幌市内唯一の看護職の職能団体であり、これまでも各種事業において本市と十分に連携を図ってきたところである。「看護師等の人材確保の促進に関する法律」により、看護師等は、病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、都道府県ナースセンターに届け出ることとされており、当該団体は、北海道における都道府県ナースセンターの運営者であり、受講対象者を把握できる唯一の団体である。当該団体以外では、本件業務を実施できないと判断し、当該団体を特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) ウェル、医療政策課 011-211-3517
R8. 4. 15	結核住民健診及び日本語学校生徒等健診業務(単備契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	22,612,800	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ~ R9. 3. 31	結核住民健診は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第3項、及び、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第2項において、65歳以上の住民に対し市町村長が健診を行うことが義務付けられていることから実施するものである。 本市における結核住民健診は、公益財団法人 北海道結核予防会(以下「結核予防会」という。)に毎年委託している住民集団健康診査での肺がん検診と一体的に実施しており、これまでの経緯として、昭和33年から実施してきた結核住民健診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業(平成21年度をもって廃止)、平成4年度からすこやか健診(平成20年度から特定健康診査に変更)、平成9年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することによって、利便性の向上及び内容の充実を図ってきた経緯がある。 企業の職場健診など、限定された区域・人に対する健康診査の集団健診を実施している民間の健診機関は他にもあるが、本市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する大都市において集団健診を実施する場合は、市内の地区会館等を限らず巡回して、年間を通して万単位の健診に対応できる体制を整備する必要がある。 結核予防会は健診の専門機関であることから、健診に必要な不可欠な健診車や医療スタッフが十分に整備されており、上述の住民集団健康診査にて全区の区民センター等を巡回していることから、体制が十分に整備されている機関である。 それに加え、当該法人は、諸外国の結核情勢に係る知識が豊富であり、結核高まん延国出身者も在籍する日本語学校生徒等へ適切な対応が可能である。 また、結核予防会は、これまでも健診業務のほか、区民センター等との日程、会場の調整、各種統計資料の作成等、健診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行しており、令和8年度においても引き続き住民集団健康診査を委託する予定である。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R8. 4. 15	結核住民健診業務(単備契約)	公益財団法人北海道対がん協会	12,753,216	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ~ R9. 3. 31	結核住民健診は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第3項、及び、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第2項において、65歳以上の住民に対し市町村長が健診を行うことが義務付けられていることから実施するものである。 本市における結核住民健診は、公益財団法人 北海道対がん協会(以下「対がん協会」という。)に毎年委託している札幌市がん検診と一体的に実施することで、内容の充実や市民の利便性を高めてきた経緯がある。 企業の職場健診など、限定された区域・人に対する健康診査の集団健診を実施している民間の健診機関は他にもあるが、本市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する大都市において集団健診を実施する場合は、市内の地区会館等を限らず巡回して、年間を通して万単位の健診に対応できる体制を整備する必要がある。 対がん協会は健診の専門機関であることから、健診に必要な不可欠な健診車や医療スタッフが十分に整備されており、上述の札幌市がん検診にて全区の保健センターを巡回していることから、体制が十分に整備されている機関である。 また、対がん協会は、これまでも健診業務のほか、保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等、健診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行しており、令和8年度においても引き続き札幌市がん検診を委託する予定である。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R8. 4. 15	札幌市結核接触者健康診断事業(単備契約)	一般社団法人 札幌市医師会	6,996,909	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ~ R9. 3. 31	一般社団法人札幌市医師会は、市内全域に会員(医療機関)を多数有しており、本市でこのような体制を有する組織は他にない、市民が多数の医療機関を利用できるという点で利便性が高く、集団的な健診を実施することができる会員を有している。 また、一般社団法人札幌市医師会は、過去の委託業務遂行状況についても非常に良好である。 以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R8. 4. 15	令和8年度児童クラブ利用料収納管理システムデータ更新業務(年度当初)	株式会社HDC	1,742,312	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ~ R8. 5. 8	本市では、児童クラブにおける有料時間帯利用料の収納管理を行うため、学童保育パッケージシステムを本市仕様カスタマイズした「児童クラブ利用料収納管理システム」を導入しており、本市から当該システムの構築を委託した(株)HDCは、本市と同様の利用環境が整っている唯一の事業者である。 本業務は、令和8年度の児童クラブ有料時間帯利用者(児童・保護者)から提出された申込書の情報(住所、氏名、生年月日等)を当該システムに入力するものである。 当該システムへの入力は、本市から提供するカスタムファイルの取り込みが前提となることから、当該システムの利用環境が整っている必要がある。 また、児童クラブ有料時間帯の利用にあたっては、前年度の利用実績にかかわらず、毎年度申込書を提出することとなり、申込者が前年度からの継続利用者なのか、それとも新規利用者なのかをシステム登録情報との照合により判断し、振り分けを行った上で入力する必要がある。 以上の理由から、本業務の遂行が可能な業者は(株)HDCしか存在せず、当該業務における契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子ども育、子ども企画課 011-211-2989

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
RS. 4. 15	令和8年度「札幌市商店街応援隊派遣事業」運営業務	札幌市商店街振興組合連合会	15,374,999	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	本業務では、各商店街の課題と登録された応援隊員をマッチングし派遣する業務、商店街のニーズを踏まえた応援隊員を追加登録する応援隊員募集・登録業務、並びに本事業の利用促進を目的とした商店街への分かりやすい情報を発信するプロモーション業務の実施を求めています。 これらの業務を実施するためには、商店街との良好な関係性やネットワークを有していることに加え、マッチング業務においては、商店街や応援隊員の事情や特性の把握、応援隊員募集・登録業務においては、商店街が求めている応援隊員のニーズ把握、プロモーション業務においては、派遣事例の把握や商店街に対する情報発信の知見が必要となります。 札幌市商店街振興組合連合会は、昭和42年の設立(法人化)以降、市内商店街の発展と地位向上を目的として、経営基盤の弱い中小小売商業の振興・育成を図るとともに、商店街が地域生活文化の交流拠点として社会的役割を果たすよう指導・助言する組織として、法人の設立指導やまちづくり活動に対する助言などを行う、商店街振興組合法に基づく市内唯一の指導機関であり、非会員商店街に対する研修事業も実施する等、社会的・公共的役割を担う団体です。 同連合会は、これまでの取組を通じて、市内全域の商店街の情勢に精通している上、商店街とのネットワークを有しており、また、商店街への指導・助言に関するノウハウや実績があることから、商店街からの信頼が厚い団体です。加えて、同連合会は「令和5年度商店街応援隊派遣事業に係るマッチング窓口運営業務」を受託したことにより、本業務の大きな比重を占めるマッチング業務における実績があるほか、応援隊員募集・登録業務に必要な商店街のニーズや、プロモーション業務で利用する商店街への派遣事例をすでに把握しております。 以上のことから、本業務の履行にあたって必要不可欠な知見や能力、実績を有し、本業務を円滑に実施することができる唯一の団体である札幌市商店街振興組合連合会を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約の委託先として選定いたします。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 商業・経営支援課 011-211-2372
RS. 4. 15	脱着装置付コンテナ専用車(専用コンテナ運搬車)借受(再リース)	いすゞリースサービス株式会社	7,339,200	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	発寒破砕工場から発寒清掃工場及び山口処理場まで破砕ごみを輸送する専用コンテナ運搬車(脱着装置付コンテナ専用車)については、令和2年9月1日から令和7年7月31日までのリース契約後、令和7年8月1日から令和8年3月31日まで再リースにより使用している。令和8年4月1日から令和9年3月31日においても引き続き再リースを行うにあたり、現車両は十分使用に耐えられる。また、経済的に有利であるため、現在契約を締結している同社を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
RS. 4. 15	令和8年度道路台帳図用地番図データ整備業務	株式会社ティー・ユー・シー	3,421,000	RS. 4. 7	RS. 4. 7 ~ RS. 4. 23	本業務は、財政局において作成している地番図データを基に、道路台帳図用の地番図データを更新するものであり、これは、道路台帳図の補正を行うための基礎データとなるものである。 道路台帳の補正は、道路法施行規則第4条の2第5項の規定により速やかに行う必要があるため、当課では別途業務委託により年3回に分けて発注しており、初回の発注は4月下旬を予定している。発注にあたっては、補正内容を適切に反映させるため、最新の地番図データを委託業者へ提供する必要がありますが、財政局で更新した地番図データが利用可能となるのは4月1日であるため、同日以降、速やかに当課の地番図データを更新する必要があります。そのため、地番図及び道路台帳図両方における十分な処理能力を有する業者が不可欠である。 随意契約の相手方として審査対象となる(株)ティー・ユー・シーは、財政局が運用している地番図のデータ更新業務を受託していることに加え、本業務を平成23年度より受託していることから、地番図及び道路台帳図の両データに深く精通している。また、道路台帳図用地番図データの作成にあたり、独自の作業ツールを構築しているため、短期間での作業が可能となっており、本業務を適正かつ滞りなく処理できる知識、経験及び技術を有している。 以上のことから、(株)ティー・ユー・シーは、本業務の目的を達成するための条件を満たしており、それが同社1社に特定されることから同社を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部道路認定課 011-211-2457
RS. 4. 22	清田区清田中央地区地下水位低下支援業務	株式会社復建技術コンサルタント	23,430,000	RS. 4. 13	RS. 4. 13 ~ R9. 2. 8	清田区清田中央地区では、平成30年北海道胆振東部地震により道路や宅地等の被害を受けたことを受け、地下水位低下による地盤の安定化を目的に事業を進めてきたところである。 しかしながら、当該地区の一部範囲において、地下水位の高止まりが確認されており、地震時における再度災害発生のおそれがあるため、早期の対策実施が必要である。 当該地区については、令和5年度の業務において、一部範囲の地下水位の高止まりの原因に、土質の透水性が影響していることが判明したことを受け、令和6年度に地下水位低下のための設計検討を行い、令和7年度に対策工事を行った状況である。 本業務の早期かつ確実な遂行のためには、当該地区が火山灰質土により盛土造成されており、透水性が低い特殊な地盤状況にあることから、過年度業務の各種調査より得られた地下水位の高止まりの原因や当該地区の土質、地下水の特性を熟知している必要がある。加えて、本業務にて実施する地下水位低下作業は、マンホール内で水位調整装置の取り出し等を行う特殊な作業であり、地表面の不同沈下や周辺家屋等への影響を極力抑えながら段階的、かつ、慎重に実施するものであり、その専門知識と経験が不可欠である。また、業務を円滑に遂行するためには、地震により被災した地区における事業であることに鑑み、これまで進められてきた本事業の実施の経緯について、深い理解と知識が求められる。 以上のことから、早期かつ確実、円滑に履行期間内に業務を遂行するためには、令和2年度の調査・検討業務、令和5年度の地下水位低下支援業務、令和6年度の地下水位低下検討業務を受託し、当該地区における地盤状況や地下水の特性を熟知していることに加え、本市の里塚地区や美しが丘地区、月寒東地区のほか、熊本地震(益城町)などで地下水位低下対策を検討し専門知識と経験が豊富であり、本事業の経緯について深い理解と知識を有する、本業務を適切に実施できる唯一の業者である左記業者を選定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
RS. 4. 30	街路灯・標識管理システム保守業務	株式会社サンコー	3,795,000	RS. 4. 21	RS. 4. 21 ~ R9. 3. 31	「街路灯管理システム」及び「標識管理システム」は、株式会社サンコーが設計及び製作したものである。本業務を履行するにあたっては、システム全体を熟知していることが不可欠であり、必要な専門知識、技術情報を備えており、システムの動作検証、データの親和性を確保し、迅速かつ確実に行うことが要求される。以上のことから、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
RS. 4. 15	不動産の表示に関する登記等委託業務(単備契約)	公益社団法人札幌公共福祉託登記士地家屋調査士協会	90,000,000	RS. 4. 6	RS. 4. 6 ~ R9. 3. 31	当該業務は、土地家屋調査士に専任される不動産登記及び登記に必要となる測量業務を主とした緊急的及び短期的な業務の履行をしなければならないため、その業務の地域特性や業務を履行するうえでの手続きを十分熟知し、業務を継続させ、滞りなく迅速な対応が必要である。 公益社団法人札幌公共福祉託登記士地家屋調査士協会は土地家屋調査士法に定める団体であり、当該業務の経験・知識・能力を有し、その専門性・広域性を活用して緊急的に業務を遂行することができる唯一の団体であることから特命とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部測量課 011-211-2562

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
RS. 4. 15	排水機場等河川管理施設総括監理業務	一般財団法人札幌下水道公社	4,356,000	RS. 4. 3	RS. 4. 3 ~ R9. 3. 31	札幌市が維持管理する排水機場等の点検整備業務及び修繕業務等について、札幌市に代わり管理監督する業務である。指名に当たっては、機械・電気設備に関する専門的な知識を有し、ポンプ施設等下水道施設の履行管理の実績、点検整備結果から設備の健全度を総合的に評価する能力及び点検整備業務等の履行業者を的確に指導できる能力が必要である。 一般財団法人札幌市下水道公社は、これまで下水道事業において、処理施設の総括監理業務の実績があり、排水機場のポンプ施設と類似の監理業務に関するマネジメント能力、知識、経験を備え、当該業務を確実に履行できること、また公的な立場で札幌市の事業を補充・代行することができる唯一の団体であることから特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
RS. 4. 30	令和8年度耐震診断等補助事業関連業務	一般社団法人北海道建築士事務所協会	11,660,000	RS. 4. 14	RS. 4. 14 ~ R9. 3. 12	左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。 以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている参加資格者ではない。) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都) 建築指導部管理課 011-211-2859
RS. 4. 30	令和8年度木造住宅耐震診断員派遣事業関連業務(単価契約)	一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部	15,092,000	RS. 4. 14	RS. 4. 14 ~ R9. 3. 12	左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。 以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている参加資格者ではない。) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都) 建築指導部管理課 011-211-2859
RS. 4. 15	マイナ救急事業用ネットワーク提供業務(単価契約)	株式会社NTTデータ	1,252,152	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	本業務は、救急搬送時にオンライン資格確認等システムを利用するための通信回線等を調達するものである。 上記システムは、マイナ保険証を使用することにより傷病者の通院歴や投薬情報等を確認できるものであり、得られる情報は円滑かつ適切な救急活動につながるから、安定的で確実な通信環境が必要不可欠である。 現状、本市の仕様を満たし、かつ、確実な通信環境の提供が担保されているのは、総務省消防庁主導の実証実験を受託した株式会社NTTデータのみであるため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
RS. 4. 22	消防団ワークスライセンス(単価契約)	ソフトバンク株式会社	5,575,680	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	本業務は、現在使用している消防団業務用アプリ「消防団ワークス」を継続利用するためにライセンスを調達するものである。 利用アプリについては、既存製品を使用した実証実験を行ったうえで、本市が求める機能、仕様及び品質体制を有するソフトバンク株式会社の製品を選定しており、本市独自の体制下で運用中である。 当該アプリの利用にあたっては、ソフトバンク株式会社から利用者に対して直接提供されることから、他業者から調達することができない。 以上から、履行可能業者が1者に特定されるため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
RS. 4. 15	令和8年度宮の森まちづくりセンター運営業務	宮の森大倉山地区まちづくり協議会	11,480,779	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。宮の森まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「宮の森大倉山地区まちづくり協議会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 市民部地域振興課 011-205-3221
RS. 4. 15	中央区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,188,024	RS. 4. 6	RS. 4. 8 ~ R8. 11. 30	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
RS. 4. 15	北区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	17,592,960	RS. 4. 7	RS. 4. 13 ~ R8. 11. 13	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在が札幌市内にあるもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	北) 土木部維持管理課 011-771-4211
RS. 4. 15	東区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	9,114,336	RS. 4. 7	RS. 4. 15 ~ R8. 11. 18	軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	東) 土木部維持管理課 011-781-3521
RS. 4. 15	南区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	4,143,216	RS. 4. 8	RS. 4. 9 ~ R8. 10. 31	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため左記事業者に特定随意契約を行うこととする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
RS. 4. 22	西区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	8,713,320	RS. 4. 10	RS. 4. 13 ~ R8. 11. 20	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201